

雲南市からのお知らせ

おめでとうございます

人権擁護委員法務大臣感謝状
鏝木 篤さん（加茂町）

人権擁護委員の紹介
雲南市人権センター
☎0854-42-1767

委員の退任に伴い、次の方が国から新たに人権擁護委員として委嘱されました。
田中 久隆さん（加茂町）

雲南市戦没者追悼式
健康福祉総務課
☎0854-40-1041

先の大戦において、亡くなられた方々を追悼するとともに、永遠の平和の決意を新たにすため戦没者追悼式を執り行います。
【日時】
10月2日（火）
午後2時～3時

【場所】
加茂文化ホール・ラメール
【主催】
雲南市
雲南市社会福祉協議会

【問い合わせ】
健康福祉総務課 または
雲南市社会福祉協議会
☎0854-42-9888

雲南市重度障害者等介護手当額を改定

長寿障害福祉課
☎0854-40-1042

雲南市では、重度障害がある方を在宅で介護している方に対して手当を支給しています。この手当は所得税非課税世帯を対象に、被介護者1人につき月額5,000円を支給していましたが、この度、所得税課税世帯も支給対象とし、手当額をそれぞれ次のように改定しました。

世帯区分	月額
所得税 課税世帯	5,000円
所得税非 課税世帯	6,000円

◆支給対象者
日常生活に介護が必要な重度障害者（身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所持者が次の全ての条件をみたし、かつその方を在宅で常時直接



介護する方
①雲南市に住所を有する
②継続して3ヶ月以上入院していない
③介護保険の対象とならない
④生活保護法に定める被保護世帯ではない

◆申請について
申請は、最寄りの健康福祉センターまたは長寿障害福祉課まで。

みんなで「8020」をめざしましょー！
健康推進課
☎0854-40-1046

「8020（運動）」は80歳で20本の自分の歯を保とうというものです。
雲南市では、市内在住の満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢になられる方を対象に「歯周疾患検診」を実施しています。
実施期間は9月29日（土）まで、料金は無料です。

木次健康福祉センター
※相談を希望される方は、出雲児童相談所（☎0853-21-0007）または、健康推進課へお申し込みください。

今月の税金
国民健康保険料（第6期分）
納期限は10月1日（月）

歯の健康は、体の健康につながります。この機会に是非受診しましょう。
なお、対象の方へは既に個別通知をしています。まだ受診されていない方はお早めに。

雲南地区巡回女性相談と定期巡回児童相談
健康推進課
☎0854-40-1046

次のとおり巡回相談を行います。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。
●巡回女性相談
9月7日（金）
午前10時～午後3時
吉田ふるさとセンター

●定期巡回児童相談
9月27日（木）
午前10時～午後4時
（受付は午後3時まで）

払いの前に審査結果・振込等のお知らせが送付されます。
【問い合わせ】
手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。
●松江社会保険事務所
☎0852-26-2800
●出雲社会保険事務所
☎0853-24-0044
●ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
社会保険庁ホームページ
(http://www.sia.go.jp)でも詳しい制度内容をご案内しております。

年金時効特例法
市民生活課
☎0854-40-1031

年金記録が訂正されたことにより年金が増額された場合、これまでは、時効消滅により、直近の5年間の年金に限りて支払われていました。このたび、「年金時効特例法」により、時効消滅により受け取ることが出来なかった分も全期間さかのぼって支払われることになりました。

●対象となる方は次のとおり
既に年金記録が訂正されている方
(1)年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分については時効消滅により直近の5年間の年金に限りて支払を受けていた方
〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。〕
(2)年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金を受給することとなったが、従来、過去の分については時効消滅により直近の5年分の年金に限りて支払いを受けていた方
〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。〕

て支払われます。〕
(3)(1)や(2)に該当する方が亡くなられている場合には、そのご遺族の方
〔未支給年金の時効消滅分が支払われます。〕
※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、その方と生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順になります。
今後年金記録を訂正される方
(4)今後年金記録が訂正され、従来であれば前述の(1)～(3)と同じように、過去の分は直近5年間の年金に限りて支払われることになる方
〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます。〕

●必要な手続きは次のとおり
今後年金記録を訂正される方
記録訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額も支払われます。

既に年金を受給開始し、その後年金記録が訂正されている受給者の方
●できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字し

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」
実践にご協力ください～その⑭～
市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

★エコ・クッキング 環境に気をつけながら料理をすることを「エコ・クッキング」といいます。
例えば、野菜の下ごしらえに電子レンジを活用すると・・・
年間で12.8kg CO₂削減!!
(電気代約1,020円の節約)

※ブロッコリー、カボチャ等100gの食材を、1Lの水（27℃程度）に入れ沸騰させて煮る場合と、電子レンジで下ごしらえをした場合の比較（食材の量等により異なります）。
このように、環境にも家計にもやさしいエコ・クッキングを実践してみませんか？
ちょっとしたアイデアでできる地球温暖化防止活動にみんなで取り組みましょう。

広告枠

広告枠